

○静岡市青葉イベント広場利用規則

平成15年4月1日

規則第192号

改正 平成17年3月31日規則第53号

平成21年4月6日規則第59号

平成25年4月1日規則第53号

令和3年8月31日規則第66号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市が静岡市葵区呉服町二丁目5番地の14に設置する静岡市青葉イベント広場（以下「青葉イベント広場」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平17規則53・一部改正)

(利用形態)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業で、周辺地域、商店街等のにぎわいの創出を図り、人の集まるまちづくり及び地域振興に寄与すると認められるイベント、広報宣伝等を行う者に対し、青葉イベント広場を貸し出すものとする。

- (1) 商店街のにぎわいづくりに関する事業
- (2) 地域経済の発展に関する事業
- (3) 芸術又は文化の創造に関する事業
- (4) スポーツ又はレクリエーションの振興に関する事業
- (5) 社会福祉の増進に関する事業
- (6) 国際交流又は都市間交流に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた事業

2 青葉イベント広場を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による青葉イベント広場の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）がないときは、青葉イベント広場を憩いの広場として市民の一般利用に供するものとする。

(利用時間帯)

第3条 青葉イベント広場の利用時間は、次の表の左欄に掲げる利用区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、午前9時前又は午後8時後の時間においても利用することができる。

利用区分	利用時間
全日	午前9時から午後8時まで
午前	午前9時から午後1時まで
午後	午後1時から午後5時まで
夜間	午後5時から午後8時まで

(臨時の休止)

第4条 市長は、青葉イベント広場の補修その他管理上必要があるときは、青葉イベント広場の供用を臨時に休止するものとする。

(利用の承認の手続)

第5条 第2条第2項の規定による青葉イベント広場の利用の承認を受けようとする者は、青葉イベント広場利用申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)により市長に申し込まなければならない。

- 2 申込書は、利用しようとする日(引き続き2日以上利用しようとするときは、その最初の日。以下「利用日」という。)の前12月に当たる日から利用日の前1月に当たる日までの間に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、同日後においても申込書を提出することができる。

(平21規則59・一部改正)

(承認書の交付等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込みについて、原則として申込順に承認するものとする。

- 2 青葉イベント広場の利用に係る第2条第2項の規定による市長の承認は、一の申込みにつき連続する7日間を超えないものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前条第1項の規定による申込みを承認したときは、青葉イベント広場利用承認書(様式第2号)を交付するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による承認に当たり、青葉イベント広場の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、青葉イベント広場の利用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になると認めるとき。
- (3) 青葉イベント広場の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

(貸付料等)

第8条 利用者は、次の表の左欄に掲げる利用区分に応じ、同表の右欄に掲げる貸付料を納付しなければならない。ただし、当該利用が、静岡市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（平成15年静岡市条例第57号）第4条の規定に該当するときは、青葉イベント広場を無償又は当該貸付料の額よりも低い価額で利用させることができる。

利用区分	貸付料
全日	61,600円
午前	22,400円
午後	22,400円
夜間	16,800円

2 市長は、青葉イベント広場の利用に当たり、利用者が電気施設又は水道施設を利用する場合は、これらの施設に係る電気料又は水道料の実費を徴収する。

3 利用者が第3条ただし書の規定により青葉イベント広場の利用区分以外の時間について市長の承認を受けたときは、当該承認を受けた時間1時間当たり5,600円を第1項の貸付料に加算するものとする。

(平25規則53・一部改正)

(貸付料の納付時期)

第9条 利用者は、前条の規定による貸付料を、市長の承認を受けた日から利用日の前日までの間において市長が指定する日までに納付しなければならない。

(貸付料の不還付)

第10条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により青葉イベント広場が利用できなかったとき。
- (2) 利用者が利用日の前1月に当たる日までに利用の取消しを申し出たとき。
- (3) 市の都合により青葉イベント広場の利用承認を取り消したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(平21規則59・一部改正)

(利用の承認の取消し等)

第11条 市長は、利用者が利用の承認の取消しを申し出た場合のほか、この規則又は当該承認の条件に違反したときは、当該承認の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による青葉イベント広場の利用承認の取消しの申出は、青葉イベント広場利用承認取消申出書(様式第3号)を市長に提出することにより行うものとする。

(優先利用)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定にかかわらず、利用日の前18月に当たる日から12月に当たる日までの間においても、青葉イベント広場を利用しようとする者に申込書を提出させることができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体又は市長が認めた団体が公用若しくは公共用又は公益性のある事業を行う場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めた場合

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、青葉イベント広場の利用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、青葉イベント広場の利用を終わったとき、又は利用承認を取り消されたときは、青葉イベント広場を直ちに自己の負担で原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市がこれを代行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、青葉イベント広場の利用に当たり、静岡市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(遵守事項)

第16条 利用者は、次に掲げる事項を守り、善良な管理者の注意をもって青葉イベント広場を利用しなければならない。

(1) 青葉イベント広場の入場者の安全確保の措置を講ずること。

(2) 青葉イベント広場を利用する際は、利用承認書を携帯すること。

(3) 実演等を行うときは、必要な防災上の措置を講ずること。

(4) 青葉イベント広場の施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出ること。

(5) 青葉イベント広場の利用に際し、利用者においてごみ等の処分をするとともに、利用後に清掃を実施すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な市長の指示に従うこと。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、青葉イベント広場の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市青葉イベント広場使用規則（平成10年静岡市規則第54号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年3月31日規則第53号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月6日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

青葉イベント広場利用申込書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 { 法人にあっては、その主たる事務所
の所在地 }

申込者 氏名 { 法人にあっては、その名称及び代表
者の氏名 }

電話

静岡市青葉イベント広場利用規則第2条第2項の規定により青葉イベント広場の利用の承認を受けたいので、次のとおり申し込みます。

なお、利用に当たっては、同規則に定める事項を守ります。

利 用 期 間		年 月 日 (曜日) 時から		年 月 日 (曜日) 時まで	
イベント等の名称					
イベント等の目的					
イベント等の 具 体 的 内 容					
利 用 方 法	設 営 物				
	設 営 業 者	電 話 ()			
	附 帯 設 備	電 気	使 っ て ・ 使 わ な い	水 道	使 っ て ・ 使 わ な い
※貸 付 料		貸付料	円	電気料	円
				水道料	円
				合 計	円
備 考		担 当 者 電 話 ()			

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様

静岡市長 氏 名 印

青葉イベント広場利用承認書

年 月 日付けで申込みのあった青葉イベント広場の利用について、次のとおり承認します。

利 用 期 間	年 月 日(曜日) 時から 年 月 日(曜日) 時まで
イベント等の名称	
イベント等の目的	
イベント等の具体的内容	
条 件	(1) 入場者の安全確保の措置を講ずること。 (2) 利用の際は、この承認書を携帯すること。 (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出ること。 (4) 利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。 (5) 利用承認の変更を求め、又は取消しを申し出ようとするときは、市長に届け出ること。 (6) 利用が終了したときは、直ちに原状回復すること。 (7) ごみ等の処分をするとともに、利用後に清掃を実施すること。 (8) 青葉イベント広場内の事故については、市は一切責任を負わないこと。 (9) その他静岡市青葉イベント広場利用規則に規定する事項を守ること。
貸 付 料	円
備 考	

様式第3号(第11条関係)

青葉イベント広場利用承認取消申出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 { 法人にあつては、その主たる事務所
の所在地 }
申込者 氏名 { 法人にあつては、その名称及び代表
者の氏名 }
電話

静岡市青葉イベント広場利用規則第11条第2項の規定により、青葉イベント広場の利用承認の取消しを申し出ます。

イベント等の名称				
利 用 期 間	年 月 日(曜日) 時から			
	年 月 日(曜日) 時まで			
承認番号及び承認 年 月 日	承 認 番 号	第 号	承 認 年 月 日	年 月 日
取消しを申し出る 理由				
備 考				

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(平17規則53・一部改正)

(令 3 規則66・一部改正)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第11号関係)

(平17規則53・一部改正)

(令 3 規則66・一部改正)